

2025 年度（令和 7 年度）
福山市地方就職学生支援事業補助金

【 申請ガイド 】

福山市産業振興課

T E L : (0 8 4) 9 2 8 - 1 0 4 0

開設時間：平日 8：30～12：00

13：00～17：15

※土日祝日除く

申請期間：2025年6月6日(金)～2026年2月27日(金)

【 目 次 】

1	事業概要	1
2	補助内容	1
3	申請受付期間	2
4	補助対象条件	2
5	申請書類の提出・留意事項	2
6	交付申請書類	3
7	事前登録の手続き方法	4
8	交付申請の取下	4
9	補助金交付決定の判断	4
10	補助金交付決定及び決定後の流れ	4
11	交付決定通知を紛失したとき	4
12	支給後に住居・勤務地変更があったとき	4
13	返還の要件	5
14	その他	5

1 事業概要

備後圏域（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市。以下「圏域」という。）外で暮らすU・I・J ターン就職希望者のうち、圏域外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了して、圏域内に本社又は主たる事業所を有する企業（以下「圏域内企業」という。）に就職し、福山市内への移住を希望している者が正社員採用試験を受験するために要した交通費の一部を補助します。

2 補助内容

（1）補助対象者

補助対象者は、次の表に掲げる要件をすべて満たす方となります。

補助対象者の要件		
移住等に関する要件	移住元	① 大学等の卒業・修了年度において、圏域外に本部がある大学等の圏域外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了見込みであること
		② 大学等の卒業・修了年度において、圏域外に継続して在住していること
	移住先	③ 圏域内企業に就職することが内定していること
		④ 卒業・修了後に上記内定企業に就職し、福山市に移住する意思を有していること
	その他	⑤ 福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町（圏域のうち広島県内の市町）の企業に就職する場合においては、広島県公式就活応援 Go!ひろしま LINE に登録していること
		⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
		⑦ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
		⑧ その他福山市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと
就業に関する要件	就業先	⑨ 勤務予定地が圏域内に所在すること
		⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
		⑪ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
		⑫ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
	就業条件	⑬ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業予定であること
		⑭ 福山市から通勤が可能な圏域内に所在する事業所等へ勤務する社員として採用予定であること

①大学院については原則2年以上とします。

（2）補助上限額

- 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県（以下「首都圏」という。）の大学を卒業し、圏域内企業に就職する場合・・・16,000円
- 首都圏及び圏域外の大学を卒業し、圏域内企業に就職する場合・・・20,000円

(3) 補助率

補助対象と認められる経費の1/2以内（千円未満切り捨て）
交通費1回分に限り支給

(4) 交付決定方法

申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、通知にてお知らせします。

3 申請受付期間

2025年（令和7年）10月1日（水）から2026年（令和8年）2月27日（金）まで

※2025年（令和7年）6月9日（月）から9月30日（火）まで事前登録を受け付けています。

・・・事前登録方法は当ガイドの4ページ「7 事前登録の手続き方法」をご確認ください。

4 補助対象条件

就職が内定した企業の、採用面接や試験等の就職活動に係る交通費

5 申請書類の提出・留意事項

(1) 申請書類の提出

郵送又はメールにより申請してください。

受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

※事前相談は電話で受け付けていますので、御相談ください。

＜お問合せ先＞

福山市 経済環境局経済部 産業振興課

TEL：084-928-1040

（受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15）※土日祝日を除く

MAIL：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

【申請書類の郵送先】※ラベルとして利用する場合は、コピーしてお使いください。

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市産業振興課宛

【福山市地方就職学生支援事業補助金 報告書在中】

(2) 申請時の留意事項

- ・内定証明書（様式第2号）は内定した企業に記入・記入いただき、申請者が提出してください。
- ・申請期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・書類を提出する者は、申請者本人に限ります。
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。
- ・書類作成に係る経費は、申請事業者の負担となります。提出された申請書類は返却しません。
- ・申請書類は、写しを必ず保管してください。

6 交付申請書類

必須の提出書類ア、イ、キについては、福山市ホームページからダウンロードすることにより入手可能です。郵送で提出する場合は A4 用紙に片面で出力し（ホッチキス留め不可）、必要書類を添付して提出してください。なお、ホームページからの入手が困難な場合は、福山市産業振興課（福山市役所本庁舎 9 階）にて様式を配布しています。

メールで提出する場合、ウ～カの書類はスキャン又は写真で撮影したデータを添付してください。

（※ 1）内定証明書は内定企業が入力し、申請者が福山市に提出する書類です。

必須の提出書類	
ア	補助金交付申請書（様式第 1 号）
イ	内定証明書（様式第 2 号）（※ 1）
ウ	写真付き身分証明書の写し
エ	在学証明書
オ	圏域外の居住確認資料 （住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は公共料金領収書等）
カ	交通費に係る領収書の写し
キ	誓約書兼同意書（様式第 3 号）

該当者のみの提出書類	
ア	支払相手先登録依頼書
イ	市長が必要と認める書類

7 事前登録の手続き方法

希望される方は、内定企業から内定証明書（様式第2号）を交付されるより前に、事前登録をすることができます。

事前登録をされた方は、交付申請書（様式第1号）の「2 内定先 意思表示」の欄及び内定証明書（様式第2号）が揃い次第、メール又は郵送で申請してください。

【事前登録から申請の流れ】

事前登録で提出する書類	⇒	申請で提出する書類
補助金交付申請書（様式第1号） ※「2 内定先 意思表示」の欄が空欄のもの		補助金交付申請書（様式第1号） ※内定証明書の就業条件等の欄を確認のうえ、「2 内定先 意思表示」の欄を埋めたもの
写真付き身分証明書の写し		
在学証明書		
圏域外の居住確認資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は公共料金領収書等）		
交通費に係る領収書の写し		
誓約書兼同意書（様式第3号）		内定証明書（様式第2号）

8 交付申請の取下

事前登録及び交付申請の完了後に申請を取り下げる場合は、取下申請書（様式第4号）を福山市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力のうえ提出してください。

9 補助金交付決定の判断

今回の補助金は、申請内容について審査の上、交付決定を判断します。交付の可否については、申請者宛てに通知書にて御連絡いたします。

※補助金交付決定額は、補助金交付申請額から減額して決定する場合があります。

10 補助金交付決定及び決定後の流れ

申請完了後、書類の審査を行います。補助金の交付の可否を決定し、交付決定及び補助金額確定通知書（様式第5号）又は不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知します。

補助金の交付が決定し、申請者に通知した後、申請から3か月を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、申請者の指定する金融機関に口座振込の方法によって支給します。

11 交付決定通知を紛失したとき

紛失等の理由により再度取得する場合は、交付決定及び補助金額確定通知書の再交付申請書（様式第7号）を、福山市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。

12 支給後に住居・勤務地変更があったとき

補助金を受給した方は、補助金の申請日以降**5年以内**に住居や勤務地に変更があった場合、住居・勤務地等変更届出書（様式第9号）を福山市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出しなければなりません。

1 3 返還の要件

補助金の返還要件のうちいずれかに該当する場合は全額又は半額の返還を請求します。

額	返還要件
全額	虚偽の申請又は居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合
	申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
	申請日から1年以内に福山市に転入しなかった場合（※2）
	就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（※3）
半額	転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で福山市を転出した場合
	転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で福山市を転出した場合

（※2）申請時に既に福山市に住民票がある場合を除きます。

（※3）福山市に居住したままで、退職から3か月以内に圏域内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除きます。

また、返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむをえない事情によるものであるときは、返還免除申請を行うことができます。

返還免除等同意申請書（様式第10号）及び返還免除を証する書類、住居・勤務地等変更届出書（様式第9号）を福山市ホームページからダウンロードし、提出してください。

1 4 その他

- （1） 補助対象事業の進捗状況確認のため、受給者及び受給者が就職した圏域内企業に対し、補助事業に関する報告を求めることがあります。
- （2） 申請日から5年が経過するまで、受給者の住所及び勤務地を受給者に対し定期的に確認し、返還の要件に該当する場合は返還請求手続を行うことがあります。
- （3） 首都圏の大学を卒業し、福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町の企業に就職する受給者から返還免除の申請を受けた場合、返還免除の可否を決定後、その決定内容について広島県へ報告します。
- （4） 国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- （5） この申請ガイドに記載のない事項は、福山市地方就職学生支援事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則に定めるところによるものとします。

以上